

事 務 連 絡
令和5年12月25日

一般社団法人
兵庫県宅地建物取引業協会会長
公益社団法人
全日本不動産協会兵庫県本部長

} 様

兵庫県まちづくり部
建築指導課土地調整官

人権尊重に向けた取組みの徹底について（依頼）

平素は、宅地建物取引業法の適正な施行にご尽力賜り、ありがとうございます。

さて、先般、県内の宅地建物取引業者による土地差別調査が明らかとなりました。

宅地建物取引業をはじめとする不動産業は、県民生活の基盤である住居の提供に寄与するという重要な社会的責務を担っており、業務の執行にあたっては、人権問題への正しい理解とその実践が強く求められています。

については、貴団体におかれては、不動産業の社会的責務や人権問題の解決が国民的課題であることを踏まえ、会員企業や従業員の人権に関する一層の意識の向上が図られるよう、研修内容の充実や、人権問題に対する会員企業等への指導など、積極的に取り組んでいただくようよろしくお願いします。